

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 と供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ペルー	ペルー国営ラジオ・テレビ局番組ソフト整備計画のための贈与に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の交換公文	ペルー国営ラジオ・テレビ局番組ソフト整備計画に必要な役務の供与 1. 番組ソフト及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の番組ソフトの輸送に必要な役務の供与	29,500千円 H21.3.31まで	H20.11.21 リマで (H21.3.3)	日本側 自賀田周一郎在ペルー側 大使 ホセ・アントニオ・ガルシア・ベラウラン 外務大臣	H21.4.24 259号
ペルー	国立障害者リハビリテーション・センサー建設計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の交換公文	国立障害者リハビリテーション・センサー建設計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入	90,000千円 H23.11.30まで	H21.2.24 東京で (H21.7.23)	日本側 中曽根弘文外務大臣 ペルー側 ホセ・アントニオ・ガルシア・ベラウラン 外務大臣	H21.12.1 544号
ペルー	ペルー国営ラジオ・テレビ局番組ソフト整備計画のための贈与に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の交換公文	体育庁柔道器材整備計画の実施するために必要な生産物及び役務の購入	44,500千円 H24.4.30まで	H21.10.1 リマで (H21.12.4)	日本側 自賀田周一郎在ペルー側 大使 ホセ・アントニオ・ガルシア・ベラウラン 外務大臣	H22.1.14 21号
ペルー	国立障害者リハビリテーション・センサー建設計画のための贈与に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の交換公文	国立障害者リハビリテーション・センサー建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,925,000千円 H25.12.31まで	H21.11.10 東京で (H21.12.28)	日本側 自賀田周一郎在ペルー側 大使 フアン・カルロス・カフニヤイ・チャベス 在京ペルー大使	H22.1.18 23号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。